平成２８年（フ）第３７７号
北海道北広島市中央４丁目６番地２
破産者　鼻和　敏生
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１４１号
札幌市中央区北５条西17丁目13番地20　レジデンス709Ｃ―703号
破産者　小林　正治
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８７号
茨城県水戸市新荘３丁目３番７―305号　藤美マンション、（更正決定前の住所）茨城県水戸市新荘３丁目７―305号　藤美マンション
破産者　小沼亜輝央
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１７６号
群馬県前橋市上新田町982番地４
破産者　田部井　浩
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１９７号
群馬県伊勢崎市宮前町72番地１
破産者　山本　恭司
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９２６号
横浜市磯子区杉田５丁目26番１―113号
破産者　和井田正孝
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９９号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴356番地
破産者　青木ひろみ（旧姓小松）
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４４６号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原817番地の506　ファミールヴィラ第２仙石原606号室
破産者　柳井　康弘
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１０１９号
愛知県弥富市神戸10丁目464番地56
破産者　木下　雅史
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９２号
神戸市北区ひよどり台３丁目１番地　105棟201号、従前の住所神戸市長田区高取山町１丁目14番17号・神戸市西区桜が丘中町６丁目３番地の７
破産者　和田　至弘
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５９号
神戸市長田区駒ケ林町２丁目９－４、開始決定時の住所神戸市長田区菅原通１丁目66番地の２
破産者　梅木　一徳
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２９号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目10番１―408号、従前の住所兵庫県宝塚市すみれガ丘２丁目３番１―1309号
破産者　河上　武夫
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３０号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目10番１―408号、従前の住所兵庫県宝塚市すみれガ丘２丁目３番１―1309号
破産者　河上佳代子
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１０号
神戸市中央区浜辺通６丁目１番１―1812号、従前の住所神戸市兵庫区下沢通５丁目３番15―802号
破産者　鈴江　秀介
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１６号
兵庫県小野市田園町884番地の２　ラパス田園Ａ号
破産者　西尾　　勉
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０号
大阪府堺市南区三原台２丁６番３―419号
破産者　岩井　靖樹
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２０８号
和歌山市雄松町４丁目４番地５、開始決定時の住所和歌山市小雑賀250番地８
破産者　片山　信子
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８３号
北九州市小倉北区中井１丁目15番19―302号
破産者　甲斐　鈴子
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部